令和3年5月31日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町が発注する建設工事に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(同令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合も含む。)の規定により、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 総合評価落札方式の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、 価格及び価格以外の要素(入札参加者が提示する技術提案又は簡易な施工計 画(以下「技術提案等」という。)、企業の施工能力、当該工事に配置が予定さ れる技術者(以下「配置予定技術者」という。)の能力及び地域精通度等をい う。以下同じ。)を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。
- 2 対象工事を決定するときは、芝山町入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経るものとする。

(落札基準の設定)

- 第3条 工事担当課長又は入札担当課長は、総合評価落札方式による入札を行 おうとするときは、当該対象工事に関し、政令第167条の10の2第3項 に規定する落札者決定基準及びその他の基準(以下「落札基準」という。)を 設定し、審査会に諮るものとし、町長がこれを決定するものとする。
- 2 前項の規定による落札基準の設定は、次に掲げる評価項目について設定するものとする。
  - (1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事については、 企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度等を評価 項目とし、入札担当課長が設定する。(特別簡易型)
  - (2) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事については、前号に掲げる事項に加えて、工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項 その他の簡易な施工計画を評価項目とし、工事担当課長が設定する。(簡易型)
- 3 落札基準の設定に当たっては、前項に規定する評価項目に応じて、当該分野ごとに、工事の種類、規模、履行内容等発注する建設工事の特性に応じて、 落札基準及びその配点を設定するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 入札担当課長は、政令第167条の10の2第4項の規定により、落 札基準について、学識経験者2人以上から意見を聴かなければならない。

- 2 入札担当課長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 3 前項の場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた ときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から 意見を聴かなければならない。

(総合評価の方法)

- 第5条 総合評価落札方式における価格及び価格以外の要素の評価は、次の各 号のいずれかの方式による落札者の決定を行うための基準となる数値(以下 「評価値」という。)を求めることにより行うものとし、これらの方式の内容 は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 加算方式 技術提案等資料の内容に応じて与えられる得点(以下「技術評価点」という。)に入札価格に対する得点(以下「価格評価点」という。) を加える方式をいう。
  - (2) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。
- 2 技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定めると ころにより算出するものとする。
  - (1) 加算方式 入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる加算点とする。
  - (2) 除算方式 標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる加算点を加える。
- 3 加算点は、個々の評価項目において技術力等に応じて与えられる得点の合計を、別途落札基準において定める方法により換算した得点とする。
- 4 価格評価点は、別途落札基準において定める方法により算出するものとする。

(入札参加者への周知)

- 第6条 町長は、総合評価落札方式により制限付一般競争入札を行うときは、 芝山町財務規則(平成13年芝山町規則第6号。)によるもののほか、次に掲 げる事項を公告しなければならない。
  - (1) 総合評価落札方式による制限付一般競争入札であること。
  - (2) 落札基準に関すること。
  - (3) 総合評価の方式及び落札者の決定方法に関すること。
  - (4) 総合評価に必要な技術提案等資料の提出に関すること。
  - (5) 入札参加者及び配置予定技術者に対し、提出された技術提案等資料 の内容について、必要に応じ聞き取りを行うこと。
  - (6) 技術提案等資料に記載された技術提案が履行できなかった場合等の 措置に関すること。
  - (7) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。
- 2 町長は、総合評価落札方式により指名競争入札を行うときは、前項に掲げ た事項を指名競争入札通知書により各入札参加者に通知しなければならな い。

(技術提案等資料の提出)

- 第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、発注する建設 工事ごとに落札基準に定める技術提案等資料を町長に提出するものとする。
- 2 前項の技術提案等資料の提出については、当該技術提案等資料を作成し、 前条に定める提出方法等により提出するものとする。
- 3 町長は、技術提案等資料の提出期限後においては、提出された技術提案等 資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技 術提案等資料の内容について、配置予定技術者等に対し聞き取りを行ったと きは、この限りでない。

(技術提案等資料の審査及び評価)

- 第8条 入札担当課長は、入札参加者から提出された技術提案等資料のうち第 3条第2項第1号の規定により設定した評価項目に係る資料について評価す ることとし、必要に応じて工事担当課長に照会するものとする。
- 2 入札担当課長は、入札参加者から提出された技術提案等資料のうち第3条 第2項第2号の規定により設定した評価項目に係るものが入札参加者から提 出されたときは、これを工事担当課長に送付する。
- 3 工事担当課長は、前項の規定により送付されたものを、入札公告又は入札 通知書で示された落札基準に基づき評価し、入札担当課長に提出する。
- 4 工事担当課長は、前項の規定による評価を行う際に、入札参加者に対し聞き取りを実施することができる。

(落札予定者の決定)

- 第9条 町長は、入札参加資格を満たし、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者として決定するものとする。
  - (1) 申込みに係る価格が予定価格を超えていないこと。
  - (2) 入札公告又は入札通知書で定めた技術提案等資料を提出した者であること。
  - (3) 除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らないこと。
  - (4) 入札価格が芝山町低入札価格調査制度実施要領(令和3年芝山町告示第46号。)第4条に規定する調査基準価格に満たないときは、芝山町低入札価格調査制度実施要領に基づく調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことが確認されたこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する諸条件がある場合は、それを 満たしていること。

- 2 入札担当課長は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに、当該 入札参加者にくじを引かせて落札候補者を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。ただし、郵便入札の場合は当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとし、電子入札の場合は電子入札システムの電子くじによるものとする。

(落札者の決定)

- 第10条 落札予定者を落札者として決定するときは、審査会の審査を経るものとする。
- 2 前項の審査は、審査会が認める場合は、書面による審査に替えることができるものとする。

(落札の取消し)

第11条 町長は、落札者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実 が確認された場合は、当該落札者とは契約の締結をしないものとする。

(技術提案等が履行できなかった場合等の措置)

- 第12条 町長は、落札者が提示した技術提案等を履行することができなかったときは、契約の内容に適合しない工事目的物の修補、契約金額の減額又は 損害賠償の請求等を行うことができる。
- 2 町長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契 約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。
- 3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。
- 4 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難 で工事費が増額する場合にあっては、技術提案等の内容に係る設計変更等は、 原則行わないものとする。
- 5 町長は、総合評価落札方式による契約の契約書には、前各項に掲げる措置 の内容を明記するものとする。

(技術提案等資料の取扱い)

- 第13条 町長は、技術提案等資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の 審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術提案等資料を提 出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。
- 2 町長は、入札参加者から提出された技術提案等資料は、公表しないものと する。
- 3 技術提案等資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出され た技術提案等資料は、返却しない。

(入札結果の公表)

第14条 町長は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲

げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 総合評価落札方式による入札を行った理由
- (4) 評価項目、配点及び評価基準
- (5) 入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点及び評価の理由並び に評価値
- (6) 総合評価落札方式による入札の結果
- (7) 請負金額
- (8) 予定価格及び基準評価値
- (9) 調査基準価格
- (10) 価格失格判定基準
- (11) 工事担当課

(技術提案等の評価理由の説明)

- 第15条 入札参加者は、前条の規定による評価結果等の公表があった日の翌日から起算して5日(芝山町の休日を)以内に、当該入札参加者本人における技術提案等の評価の理由について、町長に対して書面(様式自由)により説明を求めることができる。
- 2 町長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日(休日を含まない。) 以内に、同項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。 (その他)
- 第16条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。